

イオンタウン佐沼の届出概要について (法第6条第2項 変更)

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
- 2 届出年月日 平成29年3月1日
- 3 店舗の名称 イオンタウン佐沼
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社
- 5 店舗所在地 登米市南方町新島前27 外
- 6 変更しようとする事項
荷捌き施設において荷捌きを行うことが出来る時間帯
(変更前) 午前6時から午後10時
(変更後) 24時間
- 7 変更する年月日 平成29年3月2日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日:平成29年3月22日
 - ・縦覧期間:公告の日から平成29年7月24日まで(公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会:届出内容の掲示による説明
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会:報告案件
 - ・市町村等からの意見書提出期限:平成29年7月24日(公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限:平成29年11月1日

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

18,718㎡

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数 1,000 台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 80 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 788.41㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 183.75㎡

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

イオンスーパーセンター(株) 午前7時から翌午前0時まで
家電量販店 午前10時から午後10時まで
その他 午前9時から午後10時まで

(2) 駐車場利用可能時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場出入口の数 6箇所

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

登米市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p>荷捌き時間の変更にもとない、夜間の作業が発生し、騒音の予測値について、一部荷捌き施設では衝撃騒音が基準値を超えるが、荷捌き施設の隣接地は農地であり、住宅地から離れているため、周辺環境への影響は変更前とほとんど変わらないとしている。</p> <p>確かに、荷捌き施設の隣接地は農地であり、変更後も生活環境への影響は少ないものと考えられる。しかし、夜間（特に冬季）は、周りの雑音も減り、音が伝わりやすくなることもあることから、作業にあたってはこれまでどおり騒音発生に注意いただきたい。</p> <p>なお、これまでイオンタウン佐沼に対し騒音等に関する意見、苦情は寄せられていないが、苦情等が発生した場合には、早急な対策をお願いしたい。</p>	<p>夜間の荷捌き作業については、冬季も含めて発生騒音に注意して作業を行います。</p> <p>又、地域住民より発生騒音の苦情等が寄せられた場合には、住民との協議・協調を図り、必要な対応を行います。</p> <p>→県の意見は不要</p>

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	イオンタウン株式会社	
届 出 年 月 日	平成29年3月1日	
店 舗 名 称	イオンタウン佐沼	
所 在 地	登米市南方町新島前27外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p style="text-align: center;">夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</p>	